

令和 2 年 度

津 山 市 農 業 委 員 会

(9 月 定 例 会 議 事 録)

令和2年9月10日(木) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 (1 7 名)

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1. 長 森 健 樹 | 3. 池 田 幸 正 | 4. 堀 江 政 由 | 5. 仁 木 紹 祐 |
| 6. 尾 島 宏 明 | 8. 坂 本 弘 治 | 9. 筒 塩 清 美 | 10. 寺 元 久 郎 |
| 11. 岡 田 成 子 | 12. 大 塚 毅 | 13. 吉 野 夏 己 | 14. 高 山 一 英 |
| 15. 大 山 正 志 | 16. 植 本 幸 男 | 17. 竹 内 隆 一 | 18. 太 田 裕 恭 |
| 19. 山 下 英 男 | | | |

欠 席 委 員 (2 名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 2. 井家上 淑子 | 7. 小島 仁太郎 |
|-----------|-----------|

事 務 局 (9 名)

- | | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 吉田 局長 | 高橋 次長 | 都井 主事 | 今井 主事 |
| 三宅 主査 | 小椋 主任 | 濃野 主幹 | 門村 主事 |

議 事

- 議案第 38号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 39号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 40号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 41号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 42号 非農地証明願承認について
- 議案第 43号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 44号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 45号 空家に付随した農地の取得に係る下限面積の引下げについて
- 報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 6号 農地改良届出書の受理について
- 報告第 7号 農地転用届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

事務局 長 定刻が参りましたので、令和2年9月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中、17名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

長 森 会 長 なお、2番井家上委員、7番小島委員から欠席の連絡を頂いております。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

太 田 委 員 長 みなさま、ご苦労様でございます。台風10号が通過しまして若干涼しくなったかと思いますが、まだまだ、残暑の厳しい日が続いております。品種によりましては稲の収穫が始まっております。刈り取りも大変ですし、農作業時の体調管理には十分な配慮をして頂きたいと思っております。簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。それでは、運営委員から報告を太田委員長お願いします。

長 森 会 長 失礼します。先ほど第6回運営委員会が開催されました。本日の定例会について事務局から相談等を受けました。個々の案件につきまして説明を受けましたが、特段、疑義のある点は無かったように思います。つきましては、定例会で審議していただければと思います。以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

事務局（津山） はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名人を指定させていただきます。5番仁木委員、9番筒塩委員、お願いします。

それでは、審議に入らせてもらいます。議案第38号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局、説明をお願いします。

それでは、議案第38号の説明をいたします。今回、津山地区から9件、加茂地区から1件、勝北地区から2件、久米地区から3件、合計15件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが吉見の70歳の男性から、同じく吉見の30歳会社員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。

続きまして、1-2についてですが、兵庫県の73歳の男性から、高野山西の69歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして、1-3についてですが、愛知県の72歳の女性及び同じく愛知県の72歳の女性から、戸島の68歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。鏡野町にて耕作を行っていると申出を受けており、鏡野町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されています。鏡野町農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等もないとのことでした。

続きまして、1-4についてですが、神戸の89歳の女性から、同じく神戸の53歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-5についてですが、下田邑の78歳の男性から、加茂町公郷の65歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-6についてですが、美咲町の44歳の男性から、加茂町公郷の65歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして、1-7についてですが、大阪府の58歳の男性から、下高倉西の73歳の会社員の男性への、贈与による所有権移転です。

続きまして、1-8についてですが、下高倉西の71歳の男性から、中島の48歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。譲受人の経営面積の記載がありませんが、申請地について、これまで耕作を行っていたことを聞き取っていません。

続きまして、1-9についてですが、大阪府の76歳の女性から、岡山市の78歳農業を営む男性への、贈与による所有権移転です。譲受人の住所は岡山市ですが、農業拠点が上横野にあり、申請地までの通作距離は0.1キロと問題はありません。

以上、津山地区の申請9件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（加茂） 続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、加茂町桑原の85歳の男性から、加茂町公郷の65歳、会社役員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

事務局（勝北） 続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、日本原の66歳の女性から大岩の67歳農業を営む男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけております。

続きまして、4-2についてですが、奈良県の69歳の男性から安井の63歳農業を営む女性への増反による所有権移転です。

以上、勝北地区の申請2件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米） 続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1は大吉の64歳男性から、大吉の61歳社員の男性への増反による所有権移転です。

続いて、5-2は院庄の59歳男性から、宮尾の37歳農業を営む男性への贈与による所有権移転です。

続いて、5-3は鏡野町の99歳女性から、里公文の80歳農業を営む男性への贈与による所有権移転です。

久米地区の申請3件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議案第38号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。それでは各地区の担当委員から意見をお願いします。

高 山 委 員 14番高山です。1-1、吉見の方ですが娘婿への贈与になります。親子間の譲渡なので問題ありません。

1-2ですが、耕作地を9月7日に確認したのですが、申請地に行く道が狭く農機がなかなか通れない上に河川に挟まれた三角地の先で、たどり着くのが困難でした。農振地ですが手前が受人の土地で奥が申請地です。渡して耕作してもらおうのがよいと思いました。

池 田 委 員 3番池田です。1-3の院庄についてですが、事務局の説明にある通り問題ないと思います。

1-4、以前から労働力不足を言われてました。これも同じく問題ありません。

1-5についても特に問題ありません。

1-6についても問題ありません。よろしくをお願いします。

長 森 会 長 私から1-7、1-8、1-9を説明します。

1-7下横野、受人は高倉ですが、下横野との境に住んでおります。問題ありません。

1-8、大篠については以前から借り受けて耕作をされてきました。特に問題ありません。

1-9上横野については、かなり荒れていたんですが、指導を受け入れましてか

		なりきれいに除草されています。問題ありません。
		次、加茂お願いします。
竹内	委員	17番竹内です。2-1ですが問題ございませんのでよろしくをお願いします。
堀江	委員	4-1ですが事務局の説明通り特に問題ありません。よろしくをお願いします。
岡田	委員	11番岡田です。4-2、他所から来られた新規就農の方です。地元の方からもよく頑張られていると聞いております。よろしくをお願いします。
植本	委員	16番植本です。5-1については推進委員からも問題無いと聞いています。
		5-2、もう作られているところで問題ないと思います。
太田	委員	18番太田です。5-3については担当の推進委員の近くで問題ないと聞いています。お願いします。
長森	会長	ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、皆さんご質問等ありますか。
	*	ありません。
長森	会長	無いようでしたら採決に移りたいと思います。議案38号に対しまして賛成の方は挙手をお願いします。
	*	《 多数、挙手 》
長森	会長	はい。賛成多数ということで、議案通り承認されました。
		続きまして、議案第39号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局、説明願います。
事務局（津山）		それでは、議案第39号の説明をいたします。今回、津山地区から6件、加茂地区から1件、久米地区から1件の計8件の申請です。議案書のページは、6ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
		1-1番・下高倉西の雑種地及び墓地、59.89㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、小原にお住いの57歳医師の男性です。亡き父が申請地を墓地及び墓地管理地として使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、ブロック擁壁やコンクリートブロックを積み、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。下高倉西一区町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
		続きまして、1-2番・下高倉西の宅地、1,304㎡の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は倉庫で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.0m程度の倉庫1棟、軽量鉄骨造平屋建て全高3.0m程度の倉庫1棟及び車両置場です。転用事業者は、下高倉西にお住いの54歳自営業の男性です。平成15年に酪農をやめ、牛舎として使用していた建物を倉庫として使用し、牛の運動場を車両置場として使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、既存の法面があり、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。下高倉西一区町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。
		続きまして、1-3番・堀坂の農業用施設、130㎡の追認案件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、平屋建て全高2.3m程度の農業用倉庫1棟です。転用事業者は、堀坂にお住いの71歳農業の男性です。亡き父が所有する農機・農具を保管する場所として申請地を農機具倉庫として使用していたものを相続し、使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、東側、南側は隣地より低く、西側は高低差がなく、北側はブロックを積み、雨水排水は自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であるこ

とを確認しています。土地改良区には未所属です。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題のないものと考えます。

続きまして、1-4番・堀坂の墓地、19㎡の追認案件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は墓地です。転用事業者は、堀坂にお住いの71歳農業の男性です。20年ほど前に既存の親族墓地に隣接する申請地に墓地を設置し使用していたものです。転用にあたり、境界部分については、東側は隣接道路より低く、西側、南側、北側は高低差がなく、雨水排水は自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題のないものと考えます。

続きまして、1-5番・一方の畑、629㎡の件についてです。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。この件につきましては、議案第41号1-5番と一体的な事業計画となっています。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、平福にお住いの81歳農業の男性です。高齢となり、農地としての管理が難しく、管理が容易で収益となる太陽光発電施設を設置するため申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土は行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。一方南町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題のないものと考えます。

続きまして、1-6番・上横野の畑、181㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、農機具倉庫で、施設の概要は、軽量鉄骨造平屋建て全高2.8m程度の倉庫1棟です。転用事業者は、上横野にお住いの63歳農業の男性です。ブドウと水稻で営農していますが、耕作規模の拡大により、既存の農機具倉庫では手狭となっていることから、申請地に農機具倉庫を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、表面をアスファルト舗装し、雨水排水については、既設水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上横野町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題のないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町小淵の田、1,179㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、高野山西にお住いの63歳主婦の女性です。高齢となり、耕作できない状況にあり、保全管理も困難となっているため、管理が容易でかつ収益の得られる太陽光発電施設を設置するものです。転用にあたり、周辺とはほとんど高低差がなく、既存の法面を利用し、雨水については河川側に勾配を設けて自然流下させるなど土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないこととであり、転用目的は農地区分から見て問題のないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1番・久米川南の田、1,380㎡の内190㎡の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、木造平屋建て全高3.5m程度の農業用倉

庫1棟と農作業場です。転用事業者は、久米川南にお住いの53歳会社員の男性です。自宅と所有農地の間に国道があり、トラクター等での横断が危険であること、また自宅敷地内に農作業を行うスペースがないことから、申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、畦畔を設け、雨水排水は自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。久米上水利組合から差し支えのない旨の意見書の提出を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、転用目的は農地区域から見て問題のないものと考えます。

議案第39号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。続きまして、地区担当委員から、ご意見をお願いします。

高 山 委 員 14番高山です。1-1、1-2、1-3、1-4まで説明します。

1-1下高倉西の墓地、墓地管理地、9月7日に申請地を見てきました。分筆もしっかりしており、問題ないと思います。

1-2は過去からあった建物を使うということでこれも問題ないと思います。

1-3、1-4は農振農用地の一部であったんですけど圃場整備田の残地で面積が狭くそこに農業倉庫を建てていた。その隅を墓地にしています。やむをえないと思います。よろしくをお願いします。

池 田 委 員 3番池田です。1-5山根推進委員から問題ないと聞いております。よろしくをお願いします。

長 森 会 長 1-6上横野について説明します。これも事務局の説明の通りで特に問題ないのでよろしくをお願いします。

竹 内 委 員 17番竹内です。2-1ですが問題ありませんのでよろしくをお願いします。

大 塚 委 員 12番大塚です。5-1ですが事務局が説明したとおり問題ないと思います。よろしくをお願いします。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局並びに地区担当委員の意見がありました。何か皆さんご質問等、ありませんか。

*
あ り ま せ ん

長 森 会 長 はい、ないようでしたら議案第39号の採決を取りたいと思います。議案第39号農地法第4条の規定による許可申請承認について承認の方、挙手をお願いします。

*
《 多 数、 挙 手 》

長 森 会 長 はい、挙手多数という事で議案通り承認いたしました。

続 き ま し て 議 案 第 4 0 号 農 地 転 用 事 業 計 画 変 更 承 認 に つ い て 上 程 い た し ま す。今 回、改 選 後 初 め て の 議 案 で す の で 審 議 の 前 に 制 度 説 明 を し ま す の で よ ろ し く お 願 い し ま す。事 務 局、説 明 を お 願 い し ま す。

事 務 局 そ れ で は、議 案 第 4 0 号 の 説 明 を い た し ま す が、説 明 に 先 立 ち、事 業 計 画 変 更 承 認 の 制 度 に つ き ま し て 説 明 い た し ま す。

《 制 度 説 明 》

そ れ で は、議 案 第 4 0 号 の 説 明 を い た し ま す。今 回、津 山 地 区 か ら 1 件 の 申 請 で す。議 案 書 の ペ ー ジ で 申 し ま す と、8 ペ ー ジ、9 ペ ー ジ で す。そ れ で は、議 案 書 を も と に 説 明 し ま す。

1-1番・国分寺の宅地、雑種地及び道路、1,953.25㎡の件についてです。農地区域は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。

転用事業者は川崎に本店を置く資本金の額2,000万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。申請地において、建売住宅7棟を建築するため、平成30年5月16日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記を済ませ、転用事業を進めておりましたが、広い面積の区画の希望が寄せられたことに対応するため、建築する戸数を6戸に変更し、さらに新型コロナウイルスの影響を受けていることにより事業完了の時期を令和2年12月31日に変更するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。計画の変更にあたり、境界部分についてはコン

クリートブロック擁壁を設け、雨水排水については側溝を通じて既設水路に接続し、生活雑排水は合併処理浄化槽を通じて既設水路に接続するなど、土砂流出等、周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。第2種農地であり、変更後の転用計画は農地区分から見て問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第40号の説明は以上です。

長 森 会 長

はい、ありがとうございました。続きまして、地元委員から、ご意見をお願いします。

坂 本 委 員
長 森 会 長

意見は特にありません。

何か皆さんご意見、質問等、ありませんか。

*
長 森 会 長

ありません。

長 森 会 長

無いようでしたら採決に移りたいと思います。第40号農地転用事業計画変更承認について対しまして承認の方は挙手をお願いします。

*
長 森 会 長

〈 多数、挙手 〉

はい。ありがとうございます。挙手多数ということで、原案通り承認されました。

事務局（津山）

続きまして、議案第41号農地法第5条の規定による許可申請承認について申し上げます。事務局、説明願います。

それでは、議案第41号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転8件、使用貸借権設定1件、加茂地区から所有権移転1件、勝北地区から所有権移転1件、久米地区から所有権移転1件の計12件の申請です。議案書のページは、10ページから13ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・下高倉西の雑種地及び墓地、12.62㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は墓地及び墓地管理地です。転用事業者は、下高倉西にお住いの54歳自営業の男性です。亡き叔父が申請地に墓地及び墓地管理地を整備し、それを使用していたものです。

転用にあたり、境界部分については、ブロック擁壁やコンクリートブロックを積み、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。下高倉西一区町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・下高倉西の田及び畑、1,647.29㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.2m程度の建売住宅3棟及び木造2階建て全高7.5m程度の居宅2棟、合計5棟で建ぺい率は24%です。転用事業者は、下高倉西に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。

転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画であることを確認しています。第二工区統括水利組合及び下高倉西町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・院庄の田、1,643㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、東京都新宿区に本店を置く資本金の額4,000万円の株式会社

で、主な事業は太陽光発電業です。申請地を取得し、太陽光発電施設として転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、畦畔を設け、雨水排水については、自然浸透を図るなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・院庄の田、1,274㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、東京都新宿区に本店を置く資本金の額4,000万円の株式会社で、主な事業は太陽光発電業です。申請地を取得し、太陽光発電施設として転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、畦畔を設け、雨水排水については、自然浸透を図るなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・一方の畑、800㎡の件についてです。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。この件につきましては、先ほどの議案第39号1-5番と一体的な事業計画となっております。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、平福にお住まいの81歳農業の男性です。自己所有地だけでは、施設設置の面積が足りないことから、隣接地である申請地を借り受け、太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、盛土は行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。一方南町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・河辺の田、2,454㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地10区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は院庄に本店を置く資本金の額1,000万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。

転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・東一宮の畑、318㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地1区画です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は川崎に本店を置く資本金の額2,000万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。

転用にあたり、境界部分については、北側、西側には既設擁壁があり、それ以外の外周は新設擁壁を設置し、雨水排水については、溜桝を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・東一宮の田、331㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高7.0m程度の居宅1棟で、建ぺい率は

35%です。転用事業者は上横野にお住いの32歳学校事務職と31歳教員のご夫婦です。現在、実家に同居していますが、独立した生計を営むため、実家に近い申請地に居宅を建築するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、既存擁壁のほかL型擁壁を設置し、雨水排水については、勾配を設け北側排水路に流し、生活雑排水は合併処理槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・東一宮の畑、355㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.7m程度の居宅1棟で、建ぺい率は31%です。転用事業者は二宮にお住いの31歳教員と29歳事務員のご夫婦です。現在、アパートにて生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、申請地に居宅を建築するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については、既存壁のほか、L型コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、既存水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区分を説明させていただきます。

2-1番・加茂町行重の畑、308㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、墓地です。転用事業者は、加茂町行重に主たる事務所を置く基本財産の総額20万円の宗教法人です。譲受人の宗教法人が経営する墓地が地域の高齢化に伴い、需要が増え手狭となっていたことから、申請地を譲り受け転用するものです。

転用にあたり、境界部分の北側は高低差がないところまで切り下げ、東、西側は既存の法面を利用し、南側は擁壁を設置し、雨水排水については、角フリュームを設置し集水枡を設け、既存の側溝へ流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。坂元町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区からの説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番、新野東の田、558㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.4m程度の居宅1棟で、建ぺい率は22%です。転用事業者は、野村にお住いの47歳会社員の男性です。現在、アパート住まいですが、子育ての支援が必要で、将来的には親の介護を考慮し、親の居宅と隣接した申請地に居宅を建築するため転用するものです。

転用にあたり、北及び東側の法面は申請地の方が低く、隣地への土砂流入はなく、西及び南側の法面は地盤が安定しているため現状のままとし、雨水排水については、排水路及び溜枡を設置し、北側の既存排水路に接続、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。広谷池及び広谷新池用水利用組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けています。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米）

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・南方中の畑262㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1

種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、南方中にお住いの66歳無職の男性です。現在の駐車場が狭く駐車台数が不足し、また駐車場から自宅まで急な坂や階段があり不便であることから、申請地を駐車場として造成するため転用するものです。

転用にあたり、境界部分については既存の法面を維持し、雨水排水については、自然浸透および既存水路に排出させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。千代町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えられます。

議案第41号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。それでは地区担当委員からご意見を聞きたいと思います。

高 山 委 員 14番高山です。1-1についてご説明します。これは墓地と墓地の管理地なのですが所有権を移転することによってお互いに境界が正確になるということで、問題ないと思います。

1-2の方ですが、耕作がしにくい土地で問題ないと思います。よろしくお願ひします。

池 田 委 員 3番池田です。1-3, 1-4, 1-5、それぞれ推進委員から問題ないと聞いております。よろしくお願ひします。

長 森 会 長 1-6、井家上委員が本日もお休みです。特に問題ないと聞いております。

仁 木 委 員 5番仁木です。1-7については、東一宮で第3種農地の分譲宅地で問題ありません。

1-8についても東一宮で既に周囲は住宅地になっております。問題ありません。

1-9は一宮ですが、多少、田んぼが残っていますがここも最近、宅地化が進んでおります。一般住宅ということで問題ありません。よろしくお願ひします。

寺 元 委 員 10番寺元です。2-1について問題ないと思います。

尾 島 委 員 6番尾島です。4-1、先ほどの事務局の説明通りです。将来的には母親の介護を目的としてここに家を建てるそうです。問題ありません。よろしくお願ひします。

筒 塩 委 員 9番筒塩です。5-1ですが事務局からの説明通り問題ありません。よろしくお願ひします。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明、地区担当委員からの意見がありました。これにつきまして、ご質問等ございませんか。

大 山 委 員 はい。

長 森 会 長 どうぞ。

大 山 委 員 2-1ですが個人が墓地を造成するのなら20㎡以下ですがお寺等の宗教法人が取得する場合は、面積制限はどういったものでしょうか。

事 務 局 はい、今大山委員が言われましたように、一般個人の方が墓地を経営されるときは市の条例等におきまして20㎡が上限と規定されています。しかし宗教法人が墓地を経営するときは事業の計画の内容等によって審査されております。具体的に、今回の場合におきましては、30区画を用意する計画ということです。これについて墓地埋葬法を所管する環境生活課から手続きは順調に進んでいると聞いていますので、問題はないものと思っております。

長 森 会 長 他にはよろしいですか。

* 長 森 会 長 はい。

長 森 会 長 他に無いようでしたら採決をとります。議案第41号農地法第5条の規定による許可申請承認について賛成の方は挙手でお願いします。

* << 多数、挙手 >>

長 森 会 長 はい、賛成多数という事で議案通り承認されました。

大山委員	<p>続いて議案第42号非農地証明願承認について上程します。説明をお願いします。</p> <p>1区、大山です。1-1は、林田の土地は、田んぼとして成り立っておりません。平成2年頃から駐車場として使っているということで仕方ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
高山委員	<p>14番高山です。1-2、1-3、1-4について説明します。</p> <p>1-2、上高倉は自宅の入り口を昭和63年から農業倉庫、車庫として利用されてきました。</p> <p>1-3は、土地を資材置き場として使っていたということです。</p> <p>1-4は農業倉庫で自宅から道を挟んだところを使っていた。自宅には置くところが無かったということで問題ないと判断しております。よろしくをお願いします。</p>
坂本委員	<p>8番坂本です。1-5の説明をいたします。昭和40年代の初め頃に購入されてから駐車場や資材置き場として使っていたということです。よろしくをお願いします。</p>
山下委員	<p>19番山下です。2-1、これは市営住宅の一部です。仕方ありませんと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
寺元委員	<p>10番寺元です。2-2について2筆で、1つは道路の法面になっています。もう1つは墓地になっています。いずれもやむを得ないのでお願いします。</p>
太田委員	<p>18番太田です。5-1は利用状況に書かれているとおり面積も小さく三角形で宅地の進入路として使われています。仕方無いと思います。お願いします。</p>
長森会長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、説明してもらったのですが、何かご意見ございますか。</p>
* 長森会長	<p>ありません。</p> <p>ないようなので採決を取りたいと思います。議案第42号非農地証明願承認について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
* 長森会長	<p>《 多数、挙手 》</p> <p>賛成手多数ということで承認されました。続きまして、議案第43号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程いたします。筆頭者の説明をお願いします。</p>
坂本委員	<p>1-1について推進委員と一緒に現地に行きましたがどこがこの場所か分からないくらい原野化にしていることを確認しました。よろしくをお願いします。</p>
山下委員	<p>19番山下です。2-1ですが圃場整備の時に処理できなかった急斜面の場所で農地と呼べる場所ではありません。</p>
植本委員	<p>16番植本です。5-1について、原野化しております。約7反と大きいですが進入路も無く耕作は難しいと思います。</p>
太田委員	<p>18番太田です。5-2について、非農地証明の申請の方と同一ですがすでに亡くなられています。南側の山が伸びてきて土地は原野化しており農地として使えないと思います。よろしくをお願いします。</p>
長森会長	<p>ありがとうございます。只今、委員の方から説明がありましたが何かご意見ございますか。</p>
* 長森会長	<p>ありません。</p> <p>ないようでしたら、採決を取ります。議案第43号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について賛成の方、挙手をお願いします。</p>
* 長森会長	<p>《 多数、挙手 》</p> <p>賛成多数ということで、原案通り承認されました。</p> <p>続きまして、議案第44号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。議案第44号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、17ページから18ページです。17ページに集計表を載せております。</p>

今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区7件のみです。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第44号の説明は以上です。

長 森 会 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。何かご質問等ございますか。

*
長 森 会 長 ありません。

*
長 森 会 長 ないようですので採決をいたします。議案第44号農用地利用集積計画の承認について賛成の方は挙手をお願いします。

*
長 森 会 長 < 多数、挙手 >
賛成多数ということで、議案通り承認されました。

事務局（津山） 続きまして、議案第45号空家に付随した農地の取得に係る下限面積の引下げについて上程します。事務局から説明をお願いします。

議案第45号について、制度から説明します。
< 制度説明 >
議案第45号は、農地法第3条の申請を予定される方から引下げの申し出を受けたことにより、ご審議いただくものになります。なお、申請者と地元担当の農業委員、農地利用最適化推進委員とは、既に面談を行っていただいております。

長 森 会 長 それでは、ご審議をよろしくお願いたします。
私から説明します。8月18日にコロナが流行しているということで遠隔で私と中井推進委員、事務局が面談いたしました。特段問題ありません。来年4月から入るそうです。それまで、時間がありますが両親が近くに住んでおり、共に管理をするということなのでよろしくお願いたします。

*
長 森 会 長 何か質問等ございますか。
ありません。

*
長 森 会 長 ないようですので採決をいたします。議案第45号空家に付随した農地の取得に係る下限面積の引下げについて賛成の方は挙手をお願いします。

*
長 森 会 長 < 多数、挙手 >
賛成多数ということで、議案通り承認されました。続きまして、報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第5号について説明します。議案書のページは20ページです。
今回は、相続によるものが1件3筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。

長 森 会 長 その他詳細は議案書のとおりです。報告第5号の説明は以上です。
はい、ありがとうございました。続きまして報告第6号農地改良届出の受理について、説明をお願いします。

事務局 それでは、報告第6号の説明をいたしますが、先ほどの下限面積の引き下げと同様に、制度の説明をさせていただきます。
< 制度説明 >
それでは、報告第6号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、21ページです。今回は、1件です。
1-1につきまして、大篠の田、1,548㎡のうち150㎡について、畑として利用するため嵩上げするというものです。

長 森 会 長 報告第6号の説明は以上です。
ありがとうございます。続きまして報告第7号をお願いします。

事務局 はい。それでは、報告第7号の説明をいたしますが、こちらも制度の説明をさせていただきます。
< 制度説明 >
それでは、報告第7号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、22

		ページです。今回は、1件です。
		1-1につきましては、日上の田、484㎡のうち185㎡に農業用倉庫を建てていたというものです。
		報告第7号の説明は以上です。
長	森 会 長	ありがとうございました。それでは続きまして、その他に移ります。特段、何かございますか。無いようでしたら委員会は終了しますが、委員の皆さんで何か議事に関することがありましたらどうぞ。
	*	ありません。
長	森 会 長	無いようですので事務局から次回の開催について説明します。
長	事 務 局	事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。
		次回、10月の定例委員会ですが、10月12日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、10月の定例委員会ですが、10月12日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。
		事務局からの連絡は、以上でございます。
長	森 会 長	ありがとうございました。それではこれを持ちまして定例会の審議を終了いたします。

(15:15終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
